

2019年5月19日

NPO教育かながわフォーラム
2019年（令和元年）度総会 第4号議案

2019年（令和元年）度活動計画・事業計画—(案)—

活動計画

1. 理事会の定期的開催（隔月）
2. 会員数の拡大（地区校長会等でのPR活動）
3. 本会の活動の積極的広報

事業計画

I 教育に関する啓発普及事業

1. 学校教育への支援

- (1) 「横浜修悠館高校」「大和東高校」の学習支援・進路支援
- (2) 理科教育支援事業
 - ①川崎市立西梶ヶ谷小学校
 - ②平塚市立城島小学校
- (3) 県立学校への支援

目的：働き方改革という社会の大きな流れの中で、教員の多忙化解消が強く求められている。このためには、教員や校長等管理職が、それぞれの「本来的業務」に専念できる校内体制を整備する必要がある。校内体制の整備に資するため、本NPOが、学校と地域とのコーディネーターの役割を目指すとともに、県立学校への支援を本NPOのアウトソーシング事業として位置づける。

①授業活動等への支援

- ・非常勤講師の派遣
- ・補習や講習の講師派遣（土・日講座、0校時・放課後・長期休業時の対応）
- ・ティームティーチングへの対応
- ・放課後の自習教室の管理
- ・予備校模試の事業への対応
- ・社会人聴講生授業講師

②校務分掌への支援

- ・進路指導関係のデータ資料の整理
- ・ホームページ作成・更新の業務
- ・教育相談や進路相談の補助
- ・校内研修会講師
- ・教育実習の管理及び指導

③学校行事への支援

④渉外関係事務への支援

- ・地域連携事業
- ・PTA活動
- ・同窓会活動

2. 神奈川県教育委員会からの依頼

(1) 「かながわ人づくり推進ネットワーク」の参加団体

① 「かながわ人づくり推進ネットワーク」の幹事

- ・幹事会やPT（プロジェクトチーム）の会議等への出席

② 「かながわ人づくり推進ネットワーク」協力団体^{※1}

- ・教育月間に係る教育イベントへの参加及び状況報告
- ・教育イベントにおける参加団体の取組み結果の取りまとめ等
- ・「かながわ教育月間フォーラム」への参加
- ・「かながわ人づくりコラボ 2019」^{※2}への参加と受付等への協力

^{※1} 「かながわ人づくり推進ネットワーク」の参加団体のうち、幹事が属する参加で、ネットワーク事業の企画・運営に積極的に協力できる団体

^{※2} 「かながわ人づくりコラボ 2019」

開催日時：2019年11月2日（土）

開催場所：横浜西公会堂

テーマ：未定

③ ネットワークのロゴマークの活用

④ ネットワーク参加団体同士の交流会（7月20日）への出席

⑤ 「かながわ人づくり推進ネットワーク」のホームページの管理運営

(2) 「かながわ教育月間」^{※3}への協力

本NPOとして行事（講演会等）を企画

^{※3}（期間）

第2条 かながわ教育月間は、国民の祝日に関する法律第2条に規定された体育の日（10月の第2月曜日）以前の直近の土曜日から、文化の日（11月3日）以降の最初の日曜日までの概ね30日間とする。

（「神奈川教育月間を定める要綱」より抜粋）

追記（8/18第2回理事会報告より）

今年度から「かながわ教育月間」の期間は、毎年10月1日～11月3日に固定されました。

(3) 県立高校のコミュニティスクールの充実に向けての支援

① 学校運営協議会委員の派遣

② 地域コーディネーター・キャリアコーディネーター等の派遣

(4) インクルーシブ教育への支援

3. 講演会等の実施

(1) 歴史散策（かながわ教育月間）

日 時：未定

開催場所：伊勢原市

(2) 理科教室

① 小学校の授業

川崎市立西梶ヶ谷小学校

平塚市立城島小学校

②公民館行事

平塚市立岡崎公民館（予定）

平塚市立城島公民館（予定）

（3）進路に関する講演と教育相談

日 時：8月後半

開催場所：平塚市民活動センター

（4）中高年向け健康づくり教室（予定）

日 時：10月

開催場所：平塚市立岡崎公民館

4. 神奈川福祉作文コンクール審査

II 教育に関する調査研究開発事業

学童保育事業への参入について検討する。

III 教育に関する相談支援事業

1. 学校運営コンサルタント

相談員・学校評議員等の推薦

2. 教員の業務の支援

ハイスクール人材バンクへの登録（サポートティーチャー、部活動指導員、業務アシスタント等）

3. コミュニティ スクールの充実のための支援

（1）人材の派遣及び推薦

学校運営協議会委員

地域コーディネーター

キャリアコーディネーター

（2）コミュニティ スクールに関する研修会

IV 教育に関する書籍等の出版事業

今年度の計画はなし

V 定款第3条の目的を達成するために必要な事業

会員の申請に基づき理事会で審査し、本フォーラムの活動として適切と判断した場合は、事業として実施する。